
江戸崎地方衛生土木組合
ごみ処理施設整備・運営事業
に係る見積等調査
見積提出要項

平成 29 年 12 月 28 日

江戸崎地方衛生土木組合

江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 見積提出要項
目 次

第1章	本件見積実施の目的	1
第2章	対象事業の概要	2
1	事業名称	2
2	施設管理者の名称	2
3	事業の目的	2
4	公共施設等の概要	2
5	事業期間等	2
6	事業方式	3
7	契約形態	3
8	業務範囲	3
9	事業者の収入（組合からの支払分）	4
10	その他費用の帰属先等	4
11	官民のリスク分担	4
12	モニタリング	5
第3章	見積提案に関する事項	6
1	本件見積実施スケジュール	6
1	見積提案書提出に関する手続	6
2	見積提案書提出に関する留意事項	9
	【別紙1】本件事業における事業スキームの概要	11
	【別紙2】本件事業における事業者に支払う対価について（案）	12
	【別紙3】官民のリスク分担（案）	15
	【別紙4】提出資料	17

第1章 本件見積実施の目的

江戸崎地方衛生土木組合（以下「組合」という。）は、江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本件事業」という。）について、設計・建設から運営までを一括して発注するDBO方式により実施する。なお、本件事業は、以下の事業から構成される。

- ・ごみ処理施設整備・運営事業

「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査」（以下「本件見積」という。）は、本件事業の実施にあたり、次に掲げる事項を目的として実施するものである。

- ① 要求水準書等その他募集資料検討のための参考資料の徴収
- ② 全体事業費の把握

「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 見積提出要項」（以下「見積提出要項」という。）は、組合が本件見積に参加する民間事業者（以下「見積参加者」という。）に対し、本件見積における見積提案書を作成する上の指針として配付するものである。見積参加者は、見積提出要項の内容を踏まえ、本件見積に必要な書類を提出するものとする。

なお、見積提出要項に併せて次に示す資料を配付する。これらも見積提出要項と一体の資料とし、「見積提出要項等」と定義する。

- ・ 江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業 見積仕様書（以下「見積仕様書」という。）
- ・ 江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 様式集（以下「様式集」という。）

本件見積は、上記に示す見積仕様書に基づき作成すること。

第2章 対象事業の概要

1 事業名称

江戸崎地方衛生土木組合 ごみ処理施設整備・運営事業

2 施設管理者の名称

江戸崎地方衛生土木組合 田口 久克

3 事業の目的

本件事業は、ごみ焼却施設（以下「本件施設」という。）の設計・建設及び運営について、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質の更なる削減を図りつつ、循環型社会を構築するための資源回収、エネルギー回収を推進することを目的とする。

4 公共施設等の概要

(1) 名称

江戸崎地方衛生土木組合 ごみ焼却施設

(2) 建設地

表1 建設地

項目	概要
建設地所在地	茨城県稲敷市高田 424 番地ほか
敷地全体面積	約 37,700m ²

(3) 土地等の使用等に関する事項

組合は、事業期間中、本件事業の用に供する範囲において、土地及び施設を事業者が無償で使用させる。

(4) 施設の概要

本件事業で整備する施設は、ごみ焼却施設、計量棟、駐車場、付帯施設（構内通路、門扉、調整池、浸透池、植栽、その他関連する施設や設備）である。詳細は見積仕様書による。

表2 ごみ焼却施設の概要

項目	内容
施設規模	70t/日（35t/24h×2 炉）
処理方式	ストーカ式焼却炉または流動床式焼却炉
処理対象物	可燃ごみ、リサイクル残さ、災害廃棄物

5 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。設計・施工期間の詳細は、見積仕様書を参照のこと。

事業期間：特定事業契約（以下で定義する。）締結日から約 19 年間とする。

設計・施工期間：特定事業契約締結日から約 4 年間とする。

運営期間：本件施設竣工後から 15 年間とする。

6 事業方式

本件事業はD B O（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。組合は本件施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本件施設を所有する。

なお、本件施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本件事業を実施する目的で出資・設立される特別目的会社（S P C）、以下「運営事業者」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、組合の所有となる本件施設の設計・建設及び運営に係る本件事業を一括して行うものとする。

7 契約形態

組合は、本件事業について事業者の本件事業の設計・建設業務及び運営業務を一括で委託するために、本件事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。また、組合は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設業務を担当する者（以下「建設事業者」という。）と、本件事業に係る建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）を締結する。さらに、組合は、基本契約に基づき、運営業務に関して運営事業者と運営業務委託契約（以下「運営業務委託契約」という。）を締結する。（以下、基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の3つの契約を総称して「特定事業契約」（【別紙1】本件事業の事業スキームの概要）を参照のこと。）という。）

8 業務範囲

事業者が行う本件事業の業務範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、見積仕様書を参照すること。

(1) 設計業務

ア 設計業務

(ア) 本件施設建設工事の設計業務

イ その他関連業務

循環型社会形成推進交付金申請を含む許認可申請に係る資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。）ほか「ア 設計業務」に関連して必要となる業務

(2) 建設業務

ア 建設業務

(ア) 本件施設建設工事の建設業務

イ その他関連業務

「ア 建設業務」に掲げる建設工事に係る許認可申請に係る資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。）ほか「ア 建設業務」に関連して必要となる業務

(3) 運営業務

ア 運営業務

本件施設の運営業務

イ その他関連業務

本件施設の運営業務に係る許認可申請に係る資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。）ほか「ア 運営業務」に関連して必要となる業務

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における技術管理者は、事業者の所属として施設の維持管理を行うとともに、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術

者については設計・建設業務の段階から事業者が配置するものとする。

9 事業者の収入（組合からの支払分）

本件事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。詳細は、「【別紙2】本件事業における事業者を支払う対価について（案）」を参照のこと。

(1) 本件事業における設計・建設業務に係る対価

組合は、出来形に応じ、建設事業者に年度毎に支払うものとするが、詳細は建設工事請負契約書にて定める。

(2) 本件事業における運營業務に係る対価

組合は、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）、固定費用及び各年度の補修業務に要する費用の構成で運営事業者を支払うものとするが、詳細は運營業務委託契約書にて定める。

10 その他費用の帰属先等

(1) 本件施設の余熱利用

本件施設で発生する熱エネルギー（温水又は蒸気）については、本件施設内で有効利用を図るものとする。

発電による電力は、まず本件施設内で使用し、余剰電力は、運営事業者が電力会社等に売電を行うものとする。売電収入については、原則として事業者の収入とするが、電力会社の事情により売電できない可能性がある。よって、本見積では余剰電力の売却益は見込まないものとする。

(2) 焼却灰、飛灰処理物

本件施設での処理に伴い発生する焼却灰、飛灰処理物については、運営事業者による適正な処理を行った後、本件施設内に貯留し、組合の責任において最終処分を行う。なお、運営事業者は、本件施設内にて、組合が指定する業者へ引き渡すための積み込み作業までを業務範囲とする。

(3) 金属類

本件施設での処理に伴い発生する金属類については、本件施設内に貯留し、組合の責任において資源化を行う。資源物売却収入は、組合の収入とする。なお、運営事業者は、本件施設内にて、組合が指定する業者へ引き渡すための積み込み作業までを業務範囲とする。

(4) その他

本件施設で受け入れる一般廃棄物に係る廃棄物処理手数料は、組合の収入とする。

11 官民のリスク分担

(1) 基本的考え方

本件事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本件施設の設計・建設及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、原則として「【別紙3】官民のリスク分担（案）」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に特定事業契約書（基本契約書、建設工事請負契約書、運営業務委託契約書）にて示す。

1.2 モニタリング

組合は、契約に基づき提供される業務の実施状況を確認するため、次のとおり監視を行う。

(1) 業務実施状況

組合は、事業者が提出する図面、報告書等により、事業者の業務実施状況を監視するとともに、随時、現地調査等による確認を行う。

(2) 業務の改善勧告

組合は、事業者が特定事業契約書及び要求水準書（入札公告時に公表するものとし、本件見積においては、見積仕様書が該当する。以下、同様。）に定める要求水準書を充足していないことが判明した場合、事業者に対し改善勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。

組合は、事業者に対して改善勧告を行った場合、事業者に支払う業務の対価を減額することができる。

また、組合の改善勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、組合は自ら改善を行い、その費用を事業者に求償することができる。

(3) セルフモニタリング

事業者は、事業期間中、セルフモニタリングを行うものとする。詳細は特定事業契約締結後、セルフモニタリング実施計画書を作成した上、組合に提出し、協議を行い承諾を得るものとする。

第3章 見積提案に関する事項

1 本件見積実施スケジュール

本件見積のスケジュールを次のとおり予定している。

表3 徴収スケジュール

① 平成29年12月28日(木)	見積提案書提出要項及び様式集の配付
② 平成29年12月28日(木) ～平成30年1月15日(月)	見積参加資格申請書類の提出
③ 平成30年1月15日(月)	見積参加資格確認結果の通知
④ 平成30年1月15日(月)	見積仕様書等の配付
⑤ 平成30年1月18日(木) ～平成30年1月19日(金)	現地見学会の開催
⑥ 平成29年12月28日(木) ～平成30年1月23日(火)	見積提案書提出要項等の内容に関する質問の受付
⑦ 平成30年1月30日(火)	見積提案書提出要項等の内容に関する質問に対する回答
⑧ 平成30年2月28日(水)	見積提案書の提出

1 見積提案書提出に関する手続

(1) 見積提案書提出要項等の配付

見積提案書提出要項及び様式集を次のとおり配付する。

ア 配付資料：見積提案書提出要項、様式集

イ 配付日：平成29年12月28日(木)

ウ 配付方法：組合ホームページよりダウンロード（「(9) 提出・問合せ先」参照。）。

(2) 見積参加資格申請書類の提出

見積参加を希望する者は、次の要領で見積参加資格申請書類を提出すること。見積参加資格確認基準日は、見積参加資格申請書類提出日とする。

ア 提出期限：平成29年12月28日(木)～平成30年1月15日(月)の12時まで(受付時間は、「平成30年1月15日以外：9時から17時まで」、「平成30年1月15日：9時から12時まで」とする。)。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

イ 提出方法：持参によるものとし、その他の方法は認めない。

ウ 提出場所：「(9) 提出・問合せ先」参照

エ 提出書類：「【別紙3】提出資料」参照。用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとし、提出資料一式をファイルに綴じて提出すること。

オ 提出部数：1部

カ 見積参加要件

(ア) 平成14年12月以降に稼動した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設のプラント設備に係る設計・建

設工事实績を元請として有すること。なお、ボイラー・タービン式発電設備の実績は、前述の実績を有する企業との共同提案を可とする。ただし、ボイラー・タービン式発電設備の実績においては、昨今の技術革新等に鑑み、実績がない場合でも、これらの実績に匹敵すると思われる技術提案がある場合はこの限りではない。

- (イ) 本組合の指名参加登録は本調査の要件とはしないが、指名参加登録をしていない場合は、平成30年2月の登録を行うものとする。
- (ウ) 最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事業の総合評定値が1,000点以上であること。

(3) 見積参加資格の確認

ア 見積参加資格確認結果の通知

組合は、見積参加希望者より提出された見積参加資格申請書類に基づき、本件見積の参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。

見積参加資格確認結果については、見積参加資格申請書類が提出され次第随時行うものとし、見積参加資格申請書類が提出期限日に提出された場合であっても、平成30年1月15日（月）に各見積参加を希望する者に書面等により通知する。

イ 見積参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

見積参加資格がないと認められた者は、組合に対しその理由について、次のとおり、書面（様式自由。ただし見積参加希望者の代表者印を要する。）により説明を求めることができる。

組合は、説明を求められたときは、説明を求めた見積参加を希望する者に対して、平成30年1月22日（月）までに書面により回答する。

- (ア) 提出期限：平成30年1月16日（火）17時まで。
- (イ) 提出方法：郵送又は持参によるものとし、ファックス、電子メール等によるものは受け付けない。
- (ウ) 提出場所：「(9) 提出・問合せ先」参照

(4) 見積仕様書等の配付

見積仕様書等を次のとおり配付する。

ア 配付資料：見積仕様書、見積仕様書添付資料、様式集の一部

- イ 配付日：平成30年1月15日（月）とする。ただし、平成30年1月10日以降であれば、見積参加資格申請書類が提出され、見積参加資格が確認され次第、見積参加者に対して随時配布する（平成30年1月10日以前に見積参加資格申請書類が提出され、見積参加資格が確認された場合には、平成30年1月10日に資料を配布する。また、平成30年1月10日以降平成30年1月15日までに見積参加資格申請書類が提出された場合は、見積参加資格が確認され次第随時配付する。）。

- ウ 配付方法：電子メールによる。なお、電子メールは、本事業に係るアドバイザー業務を委託している株式会社エイト日本技術開発より送付する。

(5) 現地見学会の開催

建設地等に関する現地見学会を、希望により、次のとおり実施する。

ア 実施期間

平成30年1月18日（木）～平成30年1月19日（金）

イ 場所

茨城県稲敷市高田424番地ほか

参加申込方法

現地見学会への参加希望者は、「現地見学会への参加申込書」（様式第4号）に必要な事項を記入の上、平成30年1月15日（月）12時までに電子メールにより「(9) 提出・問合せ先」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。組合は、電子メールにより、見学会の日時・集合場所等を各提出者へ返信する。申込みの状況によっては、組合は、日程の調整を行うことがある。

ウ その他

- ・現地見学会は、参加希望者の申し込み内容を踏まえ、8時30分から17時15分の間で組合が設定し、通知する。なお、現地見学会の所要時間は、概ね1時間以内とし、当日は組合事務所にて受付を行うものとする。
- ・参加人数の上限は、10名程度とする。
- ・現地見学会当日は、本件事業に関する質問は受け付けない。

(6) 見積提案書提出要項等の内容に関する質問の受付及び回答

ア 見積提案書提出要項等に関する質問の受付

見積参加者より見積提案書提出要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

平成29年12月28日（木）～平成30年1月23日（火）17時まで。

(イ) 質問の方法

「様式集」様式第5号に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。電子メール以外（電話、ファックス、口頭等）による質問は受け付けない。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Excel」（Windows版）とする。

(ウ) 提出先：「(9) 提出・問合せ先」参照。

イ 見積提案書提出要項等に関する質問に対する回答の通知

見積提案書提出要項等に関する質問に対する回答書を各見積参加者に電子メールにて通知する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

(ア) 通知日：平成30年1月30日（火）

(イ) 通知方法：全ての見積参加者からの質問に対する回答を電子メールにて各見積参加者に通知する。

ウ その他

- (ア) 上記の質問の受付期間は、一旦の締切であり、上記の期日以降も随時受け付けるものとする。なお、上記の期日以降に受け付けた質問に対する回答も、すべての見積参加者に電子メールにて通知する。

(7) 見積提案書の提出

見積参加者は、見積提案書提出要項等の記載に従い、見積提案書を提出する。

ア 提出方法及び提出期限

提出方法は、郵送又は持参によるものとし、提出期限は、平成30年2月28日（水）17時【必着】とする。

イ 提出先

「(9) 提出・問合せ先」参照。

ウ 提出書類

提出書類は、「【別紙4】提出資料」のとおりとし、5部を提出する。また、「【別紙

4】提出資料」に示す書類のすべての電子データを納めた CD を 2 枚提出すること。

見積提案書は、「様式集」等を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4 版」縦置き横書き左綴じとし、提出書類一式をファイルで綴じるものとする（見易さ等を考慮し、適宜分冊とすることは可とする。）。また、見積提案書の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りでない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Word」(Windows 版)、「Microsoft Excel」(Windows 版)とする（図面及びフロー等は、PDF による提出も可とする。）。

エ その他

組合は、提出を受けた見積提案書の内容について、質問等があれば電子メールにて、見積参加者に対して質問を送付する。見積参加者は、組合からの質問に対し、電子メールにて「(9) 提出・問合せ先」へ回答を送付すること。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。

(8) 見積提案書に係るヒアリングの実施

見積参加者が提出した見積提案書について、必要によりヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングでは、見積提案書の内容等について確認を行うものである。ヒアリングに要する時間は、1 者 90 分（プレゼンテーション：20 分、質疑応答：70 分）程度を予定している。なお、ヒアリングの実施に際しての詳細は別途各見積参加者に通知する。

(9) 提出・問合せ先

提出・問合せ先 江戸崎地方衛生土木組合 総務課
所在地 〒300-0511 茨城県稲敷市高田 424 番地
TEL 029-892-2841
FAX 029-892-2877
電子メール eiseidoboku@clock.ocn.ne.jp

2 見積提案書提出に関する留意事項

(1) 費用負担

見積提案書等の作成に係る費用は、すべて見積参加者の負担とする。

(2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

見積提案書等に使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号。その後の改正を含む。）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 著作権

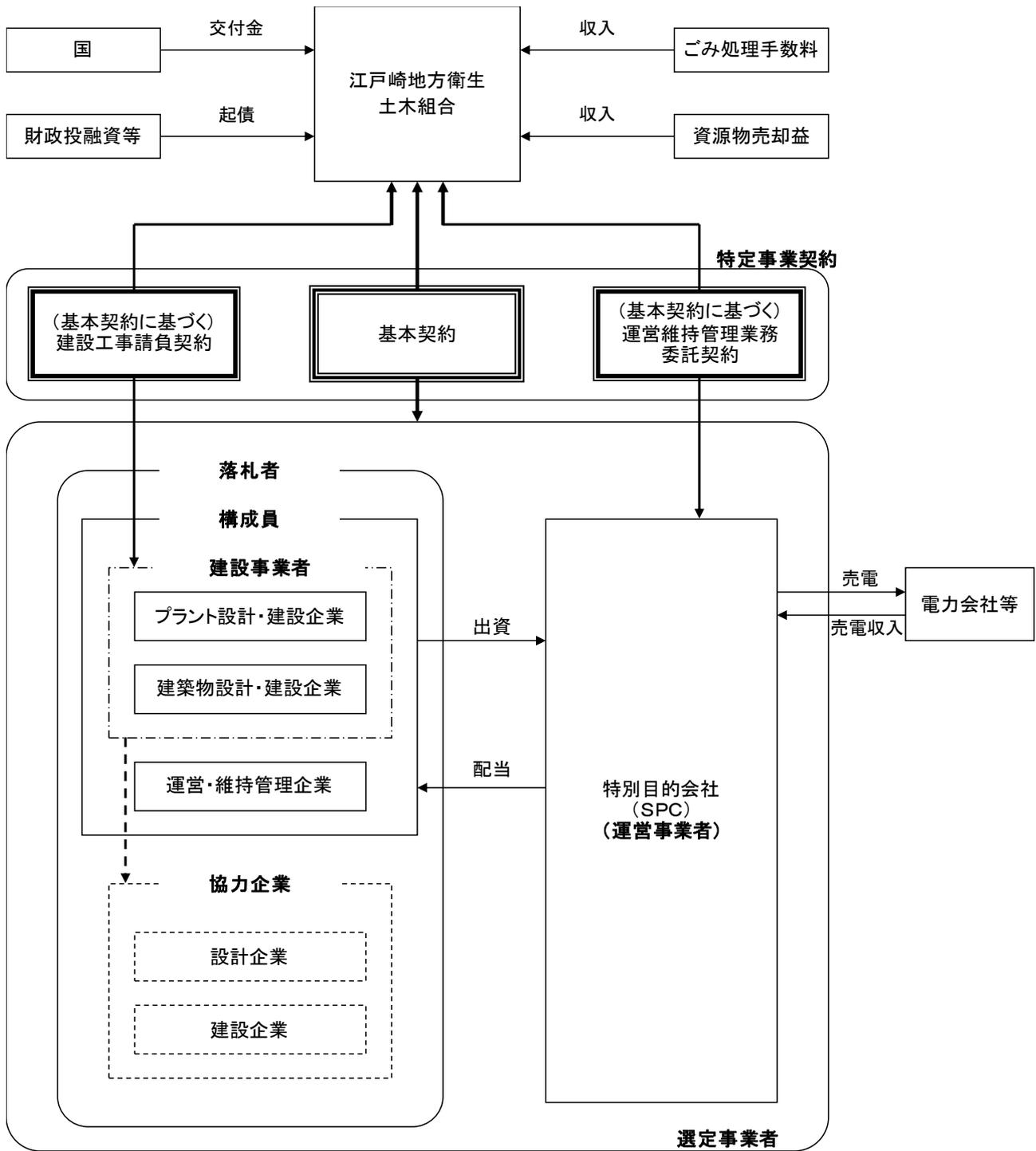
見積参加者から見積提出要項等に基づき提出される書類の著作権は、見積参加者に帰属するが、法令等に基づき、見積参加者の許諾を得た上で公表する場合がある。この場合、見積提出要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(4) 見積提案書等の取扱い

提出された見積提案書等については、組合の承諾無く、差し替え、書換え又は撤回をすることができない。また、理由の如何にかかわらず、返却しない。

- (5) 組合が提示する資料の取扱い
組合が提示する資料は、本件事業に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (6) 見積参加者は、見積提案書の提出において、「別紙4 提出資料」に示す資料を提出する際は、「DBO方式」を基本とする。なお、「DBO方式」の見積に際しては、独自の単価設定とする。

【別紙1】本件事業における事業スキームの概要



(注) 上記の事業スキームは考えられる一例を示した物です。

【別紙2】本件事業における事業者を支払う対価について（案）

1. 対価の構成

本件事業において組合が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	①設計業務 ②建設業務 ③その他上記項目の関連業務を含む
運営業務に係る対価	①ごみ焼却施設の運営業務（計量棟の運営業務を含む。） ②その他上記項目の関連業務を含む

2. 対価の算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計業務費用 ②建設業務費用 ③その他費用	■設計・建設業務に係る対価 ＝左欄支払の対象となる費用の合計 ■組合の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。

(2) 運営業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
ごみ焼却施設運営業務委託料A	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金除く） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の運営業務委託料A ＝各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）
ごみ焼却施設運営業務委託料B	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用除く） ・電力等の基本料金（ごみ焼却施設側で見込むものとする。） ・その他費用（SPC経費等）	■各支払期の支払金額 ＝[左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷支払回数（12回/年×15年）
	②補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。

3. 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

(2) 運營業務に係る対価

① 支払回数

運營業務委託料A：180回（15年間×年12回）

運營業務委託料B（固定費用）：180回（15年間×年12回）

運營業務委託料B（補修費用）：30回（15年間×年2回）

② 運營業務委託料Aの1回あたりの支払額は、事業者の提案によるものとする。

③ 運營業務委託料Bのうち、固定費用の1回あたりの支払額は、15年間の合計額を180等分した額とする。

④ 運營業務委託料Bのうち、補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額とし、半期ごとに支払う。

4. 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

① 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。

② 運營業務に係る対価

運營業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案について、合理性及び妥当性があると組合が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

区分	改定の対象となる費用	指標
ごみ焼却施設 運營業務委託料 A	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」日本銀行調査統計局
	・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
	・光熱水費（電力等の基本料金除く） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
ごみ焼却施設 運營業務委託料 B	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模30人以上）/現金給与総額指数/全国平均」厚生労働省
	・維持管理費（補修費用除く） ・その他費用（SPC経費等）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
	・電力等の基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、組合と事業者が変更内容をもとに協議し、組合が変更等を決定する。
	・補修費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局

(2) 改定の条件

運營業務に係る対価の支払額については、年1回改定の有無の確認を行うものとし、改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、1.5%を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。

(3) その他

① 消費税及び地方消費税の改正による改定

運營業務期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、組合が改定内容にあわせて負担する。

② その他例外的な見直しについて

固定費用、変動費用を構成する費目のうち、(1)、(2)による見直し方法が適当でないと組合が認めた費目については、組合と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

【別紙3】官民のリスク分担（案）

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		組合	事業者	
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	議会を含む組合の事由により契約が結べない等 ^{注1}	△	△
		事業者の事由により契約が結べない等 ^{注1}	△	△
	計画変更リスク	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注2}		○	△	
事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	組合の指示、組合の債務不履行によるもの ^{注3}	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注4}	○	△	
設計段階	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
建設段階	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能リスク	要求水準書の不適合(施工不良を含む)		○	
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 ^{注5}	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 ^{注6}	○	△
	性能リスク	要求水準書の不適合		○
	施設かしリスク	事業期間中における施設かしに関するもの		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○主分担、△従分担

表中の「注」については以下に示すとおりである。

注1:発注者・受注者が誠意を持って対応したにも関わらず特定事業契約を締結できなかった場合には、事由の如何を問わず、既に発注者及び受注者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とする。

注2:事業開始後の物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注3:組合の指示等による事業の中止・延期については、履行済み未払い分及び中止等に伴って事業者が生じる損害については組合が負担する。

注4:不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度(当該年度における運営・維持管理業務委託料の1/100を想定)までは事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

注5:ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、受入廃棄物の質の変動も考慮した変動料金を採用することにより対応する。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

注6:ごみ量変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

【別紙4】提出資料

見積参加者は、次の図書等を提出すること。なお、様式が指定されている場合は、これに従うものとし、特に規定がない場合は、任意様式とする。

I. 見積参加資格申請時提出書類（見積参加資格申請書類）

- (1) 参加表明書 (様式第1号)
- (2) 見積参加資格確認申請書 (様式第2号)
- (3) 建設実績 (様式第3号)

II. 現地見学会の参加に関する書類

- 1 現地見学会への参加申込書 (様式第4号)

III. 見積提案書提出要項等に関する質問に関する書類

- 1 見積提案書提出要項等に関する質問書 (様式第5号)

IV. 見積提案書

- 1 見積提案書提出書 (様式第6号)
- 2 設計・建設業務関連

(1) ごみ焼却施設関連

- ① 建設費交付対象内外内訳表（ごみ焼却施設） (様式第7号)
- ② 設計基本数値（計算書及び図面）

下記ア)～イ)の項目に関しては、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみに対してそれぞれ明記すること。

ア) 物質収支

イ) 熱収支（蒸気系統収支、エネルギー収支：熱精算図）

ウ) 用役収支

・電 力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。

・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。

・燃 料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。

・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。

・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

③ 設計数値表

(様式第8号)

④ 図面（ごみ焼却施設、管理棟）【A3版】

ア) 全体配置図及び動線計画図

イ) 各階機器配置図

ウ) 機器配置断面図（縦断、横断図）

エ) フローシート

・対象廃棄物及びその生成物、副産物

・上水道、雨水、再利用水、冷却水

・排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水等）

・ボイラ給水、蒸気、復水、純水

・余熱利用

- ・燃料
- ・油圧及び圧縮空気
- ・脱臭、消臭

㌠) 電気設備主回路単線系統図

㌡) 建築図（各階平面図【各階機器配置図と兼ねることを可とする】、立面図）

㌢) 鳥瞰図（パース図）

㌣) 建築概要

（様式第 9 号）

⑤ 工事工程表【A3 版】

⑥ 電力収支資料

（様式第 10 号）

⑦ ボイラー・タービン式発電設備の技術提案書

3 運營業務関連

① 運営・維持管理費

（様式第 11 号）

② 運営人員体制

（様式第 12 号）

③ 収益率及び資本金

（様式第 13 号）

4 その他調査

① リスク分担表に対する意見

（様式第 14 号）

② その他本件事業への要望事項

（様式第 15 号）

③ 接続検討用資料

（様式第 16 号）

以 上